

SOFTIC

NEWS

～事務局だより～

財団法人 ソフトウェア情報センター

目 次

1. ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー 2004申請受付開始…………… 1	5. エスクロウ、登録について…………… 5
2. 平成16年度 ソフトウェアの知的財産権入門講座 応募受付開始…………… 2	6. プログラム著作物登録申請状況…………… 6
3. 平成16年度事業計画及び収支予算について…………… 2	7. CSDB事業の概況…………… 6
4. 理事会及び評議員会の開催報告…………… 4	8. 「プロパテント政策」雑感 …… 8 (賛助会員/SLN会員募集) …… 8

1. ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー2004申請受付開始 申請は [<http://www.softic.or.jp/spoty/>] へ

これまでは財団法人ソフトウェア情報センター(理事長：安西邦夫)が主催してまいりましたが、平成16年度より独立行政法人 情報処理推進機構(理事長：藤原武平太)との共催で実施いたします。

対象分野は次のとおりです。

- 1) システム分野
〔ネットワーク、グループウェア、データベース、システム開発、システム運用、情報セキュリティ関連、利用者環境支援等〕
- 2) ビジネス・アプリケーション分野
〔一般ビジネス業務(行政含む)の計画・管理・処理、電子政府関連、エレクトロニック・コマース、ERP、SCM、GIS等〕
- 3) エンジニアリング分野
〔設計、技術計算、分析、研究、生産等〕
- 4) ソーシャル/ライフ分野
〔福祉、教育・エデュケーション、教養・自己啓発、環境、家庭、健康等〕

あらゆる分野でコンピュータが利用されるようになり、複雑な業務についても迅速、的確に処理できるソフトウェアが開発されるようになって参りました。コンピュータを容易に低価格で使えるようにするため、汎用性のあるソフトウェアがわが国でも数

多く販売されることが期待されています。

このような期待に応えるため、汎用ソフトウェアの開発意欲を高めることにより、多くの良質なソフトウェア製品の供給を推進し、利用者の関心を高めつつ、利用の促進を図り、さらに、ソフトウェア・プロダクト市場の拡大及び充実に促進するため、本財団はソフトウェア・プロダクトの表彰制度を平成元年から実施しております。

コンピュータ利用分野の新たな開拓、今後の情報化社会の先導、コンピュータ利用の高度化、社会公共活動等に貢献し、そして今後の発展、拡張が見込まれるソフトウェア・プロダクトを表彰いたします。

大型汎用機からパソコンまで、いろいろなコンピュータで利用できる各種基本ソフトウェアからアプリケーション・ソフトウェアまで、広く販売されている汎用ソフトウェアを対象にしております。

- 申請書提出締切：平成16年6月25日(金)
- 選定結果発表：平成16年9月(予定)
- 申請料：無料

〈申請書請求先〉<http://www.softic.or.jp/spoty/>
又は財団法人ソフトウェア情報センター(SOFTiC)「イヤー係」

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
Tel(03)3437-3071 Fax(03)3437-3398
e-mail: shima@softic.or.jp 以上

2. 平成16年度 ソフトウェアの知的財産権入門講座（Aコース）応募受付開始

毎年ご好評を頂いております「ソフトウェアの知的財産権」入門講座につき、今年度も下記の通り開催を予定しております。講師・日程につき調整中ですが、詳細決定次第ご案内申し上げますので下記までお問合せください。お待ちしております。

入門講座担当▶TEL3437-3071 FAX3437-3398 E-mail nyumon@softic.or.jp

■Aコース

	開催日	講義タイトル
第1回	6月22日(火)	知的財産権法の概論
第2回	6月29日(火)	日本著作権法の概論
第3回	7月7日(水)	ソフトウェア契約(1)
第4回	7月15日(水)	ソフトウェア契約(2)
第5回	9月15日(水)	ソフトウェア特許の概説
第6回	9月22日(水)	特許の出願実務
第7回	11月7日(水)	ソフトウェア等の保護の国際動向

■Bコース

	開催日	講義タイトル
第1回	2005年 1月12日(水)	ソフトウェアの著作権侵害事例
第2回	1月26日(水)	ソフトウェア契約をめぐる法的トラブル
第3回	2月9日(水)	ソフトウェア特許の侵害論
第4回	2月16日(水)	不正競争防止法の解説
第5回	3月2日(水)	関連する諸問題（独禁法問題）
第6回	3月16日(水)	デジタルコンテンツの権利処理

■短期集中コース

	開催日	講義タイトル
第1回	2004年 10月25日(火)	ソフトウェアと企業法務
第2回	10月27日(水)	ソフトウェアと特許
第3回	10月28日(水)	ソフトウェアと契約
第4回	10月29日(金)	ソフトウェア取引と独占禁止法

3. 平成16年度事業計画及び収支予算

平成16年3月25日に開催されました通常理事会において、当財団の平成16年度事業計画及び収支予算が決定されました。平成16年度事業計画及び収支予算の概要は次のとおりです。

○平成16年度事業計画（概要）

わが国では2001年に「e-Japan戦略」を決定して以来、政府主導の下、着実にIT基盤の整備が進められてきた。昨年、政府において決定された「e-Japan戦略II」では、このIT基盤の上にITを利活用することによって、「元気・安心・感動・便利」

な社会の実現を目指すことが戦略の中心となっており、今後益々ソフトウェア等情報財が果たす役割とその重要性は高まるものと考えられる。

このため、本財団としてはインターネットをはじめ最新のITを利用した新たな情報処理環境やビジネス環境に対応したソフトウェア関連知的財産の戦略的活用に係る法的課題やソフトウェア等情報財及び今後多様化する情報サービスの取引に係る契約問題等について法的検討を実施することにより、従来にも増してソフトウェア等情報財の権利保護（著作権、産業財産権、契約等）、流通・利用促進に関わる情

報発信基地としての役割を果たしていきたい。

なお、本財団の運営については、近年の我が国の経済状況や産業界の状況を反映して、収支面で極めて厳しいものがある。こうした状況に鑑み、一層の経費の節減に努めると共に運営基盤の強化を目指して、関係各方面のご支援、ご協力を得つつ事業内容の見直しや新たな事業展開に努めるものとする。

平成16年度は、このような本財団の置かれている状況を踏まえ、情報化のための基盤整備を促進すべく以下の事業を実施する。

1. ソフトウェア等の法的保護に関する調査研究及び情報提供

(1) ソフトウェア知的財産の戦略的活用に係る法的課題の調査研究及び情報提供

①調査研究

IT社会での企業活動、企業戦略の中で経済財としての重要性が益々増大しているソフトウェア関連知的財産の戦略的活用に関し、次の関連事項について、法曹専門家、学識経験者、及び産業界の専門家から構成する委員会の設置等によって、法的、制度的な課題について調査研究を行う。

(a) 著作権関連

ソフトウェア等の著作権による保護については、ネットワークを介しての利用など新たな利用形態に十分対応できているとは言い難い状況にあり、データベース等も含めいわゆる情報の保護と利用のあり方について国際的に議論されている。

ソフトウェア等の著作権による保護に関する関連情報（内外の判例、国際動向等）を広範囲に収集し、企業の知的財産戦略や事業展開に資する調査研究を行う。

(b) 特許関連

コンピューター・プログラムについては、ソフトウェアの審査基準及び特許法等の改正により、一定の要件を満たす場合にプログラム自体も特許対象とされ、企業戦略の中で重要な経営資源として位置付けられつつある。他方で、ビジネス方法に関連する特許等、どのようなプログラムが特許対象となり、その場合の権利の範囲はどのように考えるべきかが益々重要な問題となっている。

当財団においては、ソフトウェア関連特許について、権利の取得及び行使の問題について内外の判例等を中心に分析を行い、企業が知的財産を戦略的に活用するための方策等について調査研究を行う。

(c) 電子商取引関連

現在、各国において電子商取引関連の法制度整備

が進みつつあり、わが国においても、逐次、関連法令の改正や準則の制定等が行われている。

こうした内外の電子商取引関連の法整備の状況を把握するとともに、企業が事業展開を図る上での法的課題を調査研究し、今後のわが国の法整備に資する。

(d) 独禁法関連

知的財産権法制と独占禁止法に関し、ソフトウェアを含む情報の取引において発生する諸問題があるが、特に、ソフトウェア関連特許の拡大等に伴い関連する知的財産権の過度な保護を牽制する上で独禁法及び、その適切な運用がますます注目を集めている。こうした最近の状況を踏まえ、関連する判例、ガイドライン等の調査研究を行う。

②情報収集及び外国動向調査

前記の調査研究を進めるに当たって、必要な情報を国内外の文献、データベース、インターネット等により収集し、諸外国の法制度及び運用状況についてその実態や動向を把握する。

③情報提供及び普及啓発

上記の調査研究や情報収集及び海外調査の結果を、ニューズレター、関連資料入手案内、報告書等にまとめて広報するとともに、その一部をSOFTICホームページに掲載することにより幅広く情報提供を行う。また、外国に日本判例の紹介をすべく、その英訳を作成し外国向けホームページに掲載する。さらに、時宜にあったテーマを取り上げたセミナーや初心者向けの知的財産権関係研修会の開催、成果の出版等を行うなど普及啓発を積極的に行う。

(2) ソフトウェアのライセンス契約におけるライセンサー破産に伴う諸問題の調査研究

ソフトウェアのライセンス契約において、ベンダー（ライセンサー）が破産した場合、管財人は当該ライセンス契約を解除することが可能であり、解除された場合ユーザー（ライセンシー）は当該ソフトウェアを使用継続できないことになる。

このような問題に対して、ライセンシーの当該ソフトウェアの使用継続を可能とするために制度的にどのような手当が必要かを調査研究する。

2. ソフトウェア・プロダクトに関する流通促進及び調査研究

ソフトウェア・プロダクトの流通市場の拡大発展を図るために、利用者及び提供者の双方の立場に立った流通促進事業及び調査研究を実施する。

(1) ソフトウェア・プロダクト流通促進事業

①ソフトウェア関連の情報提供

ソフトウェア等の開発・利用、取引・流通を促進するために、事務局に閲覧室を設置し、当財団が実施した各種調査研究の成果物をはじめ、内外のソフトウェア法的保護に関する資料等について整理拡充を行い、一般への利用に供するとともに、プログラム著作物の登録情報の蓄積・検索等のサービスを実施するためのシステムを継続運用する。

また、プログラム著作物の登録情報については前年に登録されたものを年報として発行する。

②ソフトウェア・エスクロウ制度の普及とエージェント業務の実施

ソフトウェア・エスクロウ制度とは、ソフトウェア提供者（ライセンサー）の倒産、天災等により、提供を受ける者（ライセンシー）がソフトウェアを継続的に使用することが阻害されるような事態に備えて、ライセンサー及びライセンシーが第三者（エスクロウ・エージェント）にソースコードの複製物、サポート資料等を預託しておく制度である。この制度は、欧米では以前から一般的なものとなっていたが、我が国では他に例がない状況にあった。しかしながら、本財団の活動により我が国でも徐々に浸透し始め、成約件数も伸びている。

ソフトウェア・プロダクトの流通を促進するため、当制度の一層の普及に努めるとともにエスクロウ・エージェント業務を継続して実施する。

(2) ソフトウェア・プロダクト等に関する調査研究及び情報提供

①IT関連取引の契約に関する調査研究

IT関連取引は、その対象及び取引形態が益々多様化しており、それらの契約には、従来の物を前提とした法律関係を当てはめることが困難な場合が多い。そのために取引現場においては、ソフトウェアやサービス等、契約対象の特性を考慮した契約のあり方についての検討が求められている。

本調査研究において、各契約対象（コンピューター・プログラム及びサービス）の特性を考慮した契約のあり方について調査研究する。

②ソフトウェアの契約に関する情報提供

これまでの調査研究の報告書をソフトウェア取引

に携わる者を中心に提供する。

3. ソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集

特許庁の先行技術調査のためのコンピュータソフトウェアデータベース（CSDB）構築に協力するため、ソフトウェアプロダクトに関する調査研究の一環として、コンピュータソフトウェア関係（ビジネス及びゲーム関連分野を含む）の非特許文献（マニュアル、単行本、学術論文、雑誌、企業技報等）を収集し、これら文献について、検索キー（「CSターム」）の付与、フリーワードの抽出、抄録の作成を行い、一次文献情報を含めたそれら電子化情報を作成する。

また、特許庁は、CSDBに蓄積した文献について、昨年度より、その書誌的事項等を公開しているが、それら一次文献情報及び抄録についても、その後、著作物利用許諾が得られたものについて、順次、公開をしていくこととしている。

そのため、平成16年度に収集する文献のうち、特許庁が著作物利用許諾を得たものについてはその許諾情報を電子化情報に取り込む。

平成16年度は、7,004冊の文献を収集し、46,927件の電子化情報を作成する。

4. プログラムの著作物に関する登録

「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づきプログラムの著作物の登録事務を実施する。さらに、登録された情報に関する官報公示、年報の発行、検索サービス等の情報提供を行う。また、プログラム登録の申請に必要な提出資料であるプログラムの著作物の複製物について、文化庁のご指導を得て電子媒体化を検討する。

○平成16年度収支予算（概要）

以上の事業を実施するために、当期支出ベースで一般会計135,430千円、登録特別会計25,477千円、ソフト特許特別会計744,089千円、合計904,995千円（前年度と比べて6,478千円増）。また、当期収入ベースでは各100,353千円、25,477千円、744,089千円、合計869,919千円となる。

4. 理事会及び評議員会の開催報告

平成16年3月25日(木)に、理事34名の出席のもとに理事会が、評議員37名の出席のもとに評議員会が開

催されました。議事の概要は次のとおりです。

(1) 第1号議案「評議員の委嘱」(理事会議案)について、山地専務理事から次のとおり説明した後、全員異議なく承認可決した。

退任 上林 彌彦 望月 秀俣
委嘱 小泉 直樹(4月1日より) 堀越 正勝

(2) 第2号議案「平成16年度事業計画及び収支予算」(理事会及び評議員会議案)について山地専務理事から説明があり、審議の結果、「平成16年度事業計画書及び収支予算書」を借入金限度額を5億円

とすることを含めて原案どおり全員異議なく承認可決した。

(4) 来賓を代表して、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課長 嶋田隆氏、文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室長 川瀬真氏、特許庁総務部特許情報利用推進室長 吉村和彦氏から挨拶があった。

5. ソフトウェア・エスクロウのご案内

●ソフトウェア・エスクロウとは？

ライセンスを受けていたソフトウェア提供者(ライセンサー)が倒産して、ライセンサーの所在やソース・コード、関連のドキュメント類が分からなくなってしまってメンテナンスができず、結局、長期にわたって蓄積したデータを放棄せざるを得なくなったというようなご経験がありませんか？

欧米諸国には、このような場合に備えてソフトウェア・エスクロウという制度があります。この制度は、ライセンサー・ライセンシーが、ソフトウェア取引を開始するにあたって、そのソースコードや技術情報等を第三者(エスクロウ・エージェント)に預託しておき、ライセンサーに事故等があった場合、エスクロウ・エージェントが予め定められている一定の条件(開示条件)の下でそのソースコード等をライセンシーに開示することにより(逆に、その開示条件が成立しなければ、当該預託物が開示されることはありません。)、ライセンシーの保護を図る制度です。

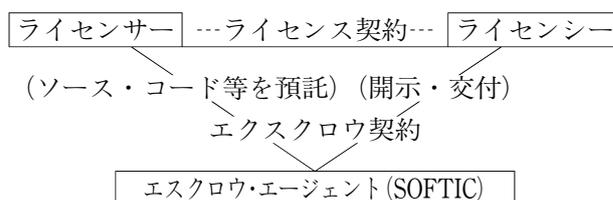
欧米では既に、10年ほど前からこのソフトウェア・エスクロウ制度が機能しており、アメリカでは民間の会社等が、イギリスでは公的民間機関と民間の会社が、フランスはソフトウェア産業が母体の公益団がエスクロウ・エージェントとして活動しています。そして、ソフトウェア産業の信用度を高めるとともに、ソフトウェア取引の付加価値という観点から本制度が定着してきております。

これに対して、わが国にはこのような制度は存在しないため、例えば、海外ユーザーとソフトウェア取引を行なう場合に、当該ユーザーの要求により、その海外ユーザーの国のエスクロウ・エージェントにわざわざ出向いて預託しているケースが多いと言われております。

このような背景の下、97年7月1日よりSOFTICが日本におけるエスクロウ・エージェントとして業務を開始しております。

ソフトウェア・エスクロウの契約形態は下図のとおりです。

《契約形態》



●メリットは？

○ライセンシーにとって：

・万が一、ライセンサーの倒産あるいは災害等によりメンテナンス等が受けられない場合、エスクロウ契約に従い預託物として保管されているソース・コードや技術者情報等により、メンテナンスの確保や使用継続がより実現しやすくなる。

○ライセンサーにとって：

・エスクロウの利用により、ユーザーに対し当該ソフトウェアの安定的な使用確保等をセールス・ポイントの一つとすることができる。

●どのような手続が必要？

大まかには以下のような手順の手続になります。

- ①ソフトウェア提供者とユーザー間で、エスクロウ利用の合意(ライセンス契約書中にその旨明記されることが望ましい。)
- ②ソフトウェア・エスクロウ契約の申込を受けて、SOFTICから契約書式等必要な書類を交付。
- ③「新規契約手数料」をSOFTIC所定の口座に振込む。
- ④手数料の振込確認後、契約日、預託物受入日を設定。
- ⑤ライセンサー・ライセンシーによる預託物(FD、CD-ROM、CD-R、ドキュメント類等)の封印。
- ⑥ソフトウェア・エスクロウ契約の締結、預託物の受入。

●料金は？

- ①新規契約手数料：1件につき14万円/年(一般)
12万円/年(会員)
- ②契約更新手数料：1件につき12万円/年(一般)

10万円/年(会員)

ベースのドキュメント書類です。

③その他の手数料

- ・保管状況確認報告書手数料 500円/回
(いずれも消費税込み)

●その他

- バージョンアップ版については、新規の契約となります。
- エスクロウの契約期間は1年間で、その後は、1年単位での更新。更新の場合は、「更新手数料」の支払をいただくことになります。
- 対象とする預託物の書類(媒体)は、FD、CD-ROM、CD-R等の磁気又は光学媒体及び紙

〔問合・申込先〕

〒105-0001東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
(勤)ソフトウェア情報センター エスクロウ担当
まで

電話03-3437-3071、ファクシミリ03-3437-3398

E-mail escrow@softic.or.jp

財団法人ソフトウェア情報センター

6. プログラム著作物登録の申請状況

財団法人ソフトウェア情報センター
平成16年3月31日現在

1. 登録の種類別申請件数

登録の種類/年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	累計
創作年月日の登録	473	456	521	531	510	542	554	505	489	501	441	372	360	321	369	438	270	7,653
第一発行年月日の登録	26	14	17	5	4	9	5	12	2	11	9	8	16	15	5	3	2	163
第一公表年月日の登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3
実名の登録	4	1	1	1	1	1	1	3	0	0	0	0	0	5	0	0	0	18
著作権の登録	30	28	42	36	38	48	42	52	41	50	55	96	99	128	90	136	177	1,188
著作権譲渡	30	28	41	35	27	44	40	49	38	43	44	71	59	72	35	67	80	803
(根) 質権の設定・抹消・変更	0	0	1	1	0	2	2	2	3	6	8	20	28	47	37	38	36	231
変更・更正	0	0	0	0	11	2	0	1	0	1	1	3	6	9	18	29	61	142
嘱託(譲渡・差押等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	0	0	2	0	12
合計(*1)	533	499	581	573	553	600	602	572	532	562	505	476	475	469	466	577	450	9,025

2. プログラム分類別申請件数

分類/年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	累計
システムプログラム	154	100	173	179	111	122	101	112	86	89	91	75	57	38	50	38	36	1,612
汎用アプリケーションプログラム	140	156	192	196	193	176	210	172	198	168	166	125	90	100	81	108	118	2,589
特定用途向アプリケーションプログラム	227	234	213	184	228	281	276	258	236	279	218	215	253	223	270	321	164	4,080
合計(*1)	521	490	578	559	532	579	587	542	520	536	475	415	400	361	401	467	318	8,281

(*1) プログラム分類別申請件数では同一プログラムに係る申請を1件として計算しているため、登録の種類別申請件数の計とプログラム分類別申請件数の計は異なる値となる。

7. CSDB事業の概況

当財団の附属機関であるソフトウェア特許情報センターは、平成9年度より、特許庁の先行技術調査に用いるコンピュータソフトウェアデータベース(CSDB)構築に協力するため、コンピュータソフトウェア(ビジネス、ゲーム関連分野を含む)に関連する非特許文献(マニュアル、単行本、雑誌、学会論文誌、企業技報等)を収集し、解析(検索キー(CSターム)付与、フリーワード抽出、抄録作成)し、それら文献の一次文献情報

及び解析情報を電子化情報として特許庁に納品してきている。

これまでに作成された電子化情報の年度別作成件数は以下のとおりであり、これら総数は平成15年度末で237,248件に至っている。

CSDB電子化情報の年度別作成状況 (単位：件数)

文献種別	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	累計
マニュアル	2	4,602	4,513	3,211	3,911	4,362	4,374	24,975
単行本	305	208	387	1,689	989	538	526	4,642
雑誌	4,513	18,758	18,656	19,260	19,764	23,584	26,656	131,191
学会論文誌	1,336	11,370	12,133	11,910	11,420	8,218	7,243	63,630
団体機関誌	0	0	0	0	578	36	104	718
企業技報	1,319	2,562	2,212	1,830	1,238	1,162	1,597	11,920
学会予稿集	1	52	29	22	22	22	24	172
合計	7,476	37,552	37,930	37,922	37,922	37,922	40,524	237,248

平成16年度のCSDB事業については、以下のとおり、計画している。

(1) 非特許文献の収集

前年度と同様に、通常のコンピュータソフトウェア関連文献に加え、コンピュータゲームソフトウェア関連文献及びビジネス特許関連文献の収集を行うことにより、CSDB収録文献のなご一層の充実を図る。

このため、CSDB検討委員会を引き続き設置・開催し、同委員会の審議を経て、7,004冊の非特許文献を収集する。

平成16年度収集冊数 (予定)

文献種別	冊数
マニュアル	1,940
単行本	377
雑誌	1,202
学会論文誌	753
団体機関誌	14
企業技報	186
学会予稿集	24
抽出済み文献(件)*	2,508
合計	7,004

*「抽出済み文献」とは、特許庁において審査資料として利用されている雑誌、学会論文誌、企業技報等から抽出された文献(記事)をいう。

(2) 解析及び電子化情報の作成

前年度と同様に、収集文献からCSDB構築に必要な有用記事の抽出及びその解析を行い、イメージデータ等の一次文献情報、解析結果等の二次文献情報を電子化情報として作成する。

雑誌類から抽出される有効記事数が近年増大してきていることに伴う、その解析件数の増を前年度から実施しているところであるが、本年度はその更なる増大を図る。

平成16年度電子化情報の作成件数 (予定)

文献種別	件数
マニュアル	4,466
単行本	434
雑誌	26,770
学会論文誌	14,055
団体機関誌	55
企業技報	1,120
学会予稿集	27
合計	46,927

(3) CSDBの外部公開に係る著作物利用許諾情報の取り込み

特許庁は、平成15年5月から、それまでに蓄積したCSDBの書誌事項等に係る電子データを「特許電子図書館 (IPDL)」を通じて公開しているが、それら一次文献及び抄録については、平成15年度以降に収集される文献を対象に、著作物利用許諾が得られたものについては、その後、順次、公開することとしている。

そのため、平成16年度収集する文献のうち、特許庁が著作物利用許諾を得たものについては、その許諾情報をCSDB電子化情報に取り込んでいく。

以上のとおり、ソフトウェア特許情報センターでは、CSDBに有用な文献を収集し、解析し、これら電子化情報を作成してきたところですが、従来より、収集文献の一部については、企業、関連団体等から直接寄贈していただいたものもあれば、特許庁に寄贈されたものを借用させていただいたものもあり、これらによってCSDBの充実が図られてきています。

これまでご協力いただきました企業、関連団体等の皆様には、この場を借りまして厚くお礼申し上げます。

また、今後は、文献収集と併行して、著作物利用許諾依頼を行いますので、これも含めて、関係者の皆様にはなご一層のご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

8. 「プロパテント政策」雑感

財団法人ソフトウェア情報センター調査研究所 高橋 宗利

2002年（平成14年）1月から2003年（平成15年）12月までの二年間、公正取引委員会に籍を移し、知的財産権と独占禁止法に関連する業務に従事したのち、再びSOFTICに戻って参りました。公取委というSOFTICとは全く異なる立場から多くの方にお世話になりました。御礼申し上げます。

2003年は「知的財産立国の実現」のかけ声の下、知的財産基本法が成立・施行されるとともに政府に小泉総理大臣を本部長とする「知的財産戦略本部」が設置され、7月に策定された「知的財産の創造、保護、及び活用に関する推進計画」（知財推進計画）に基づく各種の施策が矢継ぎ早に実行されています。いわゆる「プロパテント政策」の本格的な始まりです。知的財産に長年にわたって関わってこられた皆様もこうした推移を感慨深くご覧になっているものと想像いたしますが、私としてもこの時期に公取委に勤務することによって知的財産戦略推進事務局を中心に行われた知財推進計画の調整作業にも関与し、また、知的財産戦略本部会合を傍聴する機会にも恵まれるなど、大変良い経験をさせていただきました。

一方、公取委でこうした「プロパテント政策」の実情を政府の内部から眺めながら、「違和感」を覚えることが多々ありました。その最大の例が「レコード輸入権」に関する議論です。法案には全く書かれていない内容をあたかも法律上の要件であるかのように説明する関係者、レコード輸入権は外国で販売されているレコードの「真正品」の国内への持ち込みを禁止する内容であるにもかかわらず、「海賊版問題」と誤認して（誤認させられて）議論を展開する多くの国会議員、そして、消費者団体や学者からの

痛烈な批判。そのような中、「レコード輸入権」を含む著作権法改正案は今国会に提出されました。知財推進計画には「ゲームソフト等の中古品流通の在り方」（＝消尽しない譲渡権）などの項目も含まれていますが、今年も同じような光景が繰り返されながら、「知財立国」、「政府の方針」のかけ声の下に計画が進められていくのでしょうか。

知的財産権に関わる者であれば誰でも承知しているように、知的財産の保護は単に強化すればよいものではなく、その円滑な利用や市場における公正な競争の確保等にも十分に配慮したバランスの取れたものである必要があるはずで、我が国がいわゆる「知的財産立国」を実現するための政策を立案・実行するに当たっては、一般消費者を含む国民全体から十分に意見を聞きながら、国民が一体となって支持することが可能なバランスの取れた制度設計を常に心がける必要があります、いやしくも一般消費者等の犠牲の下に特定業界の利益を追求するものであるとの批判を浴びるようなことがあってはならないでしょう。そのような政策によって真の「知的財産立国」が実現されようはずがありません。

知的財産戦略本部は、2004年における知財推進計画の見直しに当たり、4月16日から5月7日まで一般からの意見募集を行いました。今回の計画改定は我が国が真の「知的財産立国」を実現する方向に向かうか、単なる特定業界の利益追求に終わるかの試金石と見られることになるでしょう。現在の知的財産ブームが不幸な反動を引き起こさないためにも、特定の利益に偏することなく、将来を見据え、長期的展望に立った取り組みが求められます。

SOFTIC賛助会員へのおさそい

当財団では、幅広く各層からご支援をいただき、諸事業の展開を図っておりますが、今後より一層の拡充、強化するため、賛助会員を募集しております。

お問い合わせの法人・個人の方をぜひおさそい下さい。

資料請求は事務局まで

SOFTIC NEWS 2004年4月 (No.39)
発行 財団法人ソフトウェア情報センター
SOFTWARE INFORMATION CENTER (SOFTIC)
発行人 山地 克郎
問い合わせ先 事務局 橋爪、島崎
〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL (03) 3437-3071 FAX (03) 3437-3398
Web Site : <http://www.softic.or.jp/> E-mail : staff@softic.or.jp